

域社会の形成

- 中山間地域の現状
- 人口減少・高齢化が進行
 - 集落の小規模・高齢化が進行
 - 施設の統廃合、基盤整備の遅れ 等
 - 就業形態の多様化、産業活動の停滞等
 - 農業従事者の高齢化、耕作放棄地の増加
 - 農山漁村交流体験人口等の増加

- 中山間地域に関する県民の意識
- 《地域住民が感じる生活面での課題》
- ①スーパーが遠くて、買い物が不便
 - ②特定の診療科目が少なく不便
 - ③医療体制が不十分
 - ④仲間と気軽に集まる場所がない
 - ⑤高校が遠く自宅から通学しづらい 等

進める上での主要な課題

- に住み続け
社会の構築
と連携した
合いの体制
面での支援
身近な生活
の整備
- ◇生活を支える産業の振興
- 基幹産業である農林水産業の振興、地域資源を活用した新たな産業の展開、経営的視点を重視した都市と農山漁村交流の促進

- 成果や課題
施策の重点
対策の検討
- ◇本県中山間地域の強みを
活かす、特徴ある施策の
構築

豊かに暮らし、「これからも住み続けたい」

らせる中山間地域の実現
満足度の向上を目指して～

を目指し、重点的な課題に対応する「3つの柱」

- 域社会の形成
- くらしを支える
多様な産業の振興

中山間地域の重要性

- 多面的機能について
- 本州の最西端に位置し、西中国山地に連なる山口県は、三方が海に開け、海、山、川などの豊かで美しい自然に恵まれています。その地勢上、山林や傾斜地が多く、平坦な耕地等が少ない、いわゆる「中山間地域」が県土の約7割を占めています。
- この中山間地域は、農林水産物の「生産の場」であるとともに、地域住民の「生活の場」でもあり、人々が中山間地域で生活を営み、地域を保全し、生産活動を継続することで、私たちのくらしにとって欠かせない「多面的機能」が発揮されることになります。
- 新鮮で安心できる食糧の供給
 - 森林や水田の保水機能による県土の保全、水源のかん養
 - 森林による大気浄化や地球温暖化防止等の環境保全
 - 良好な景観の形成、県民のふれあいの場の提供



- 地域資源と特性
- 豊かな地域資源
- 自然資源
- ・豊かな森林資源と美しい自然
 - ・清らかな水、澄んだ空気、恵まれた自然産物
 - ・棚田等の田園風景 等
- 産業資源
- ・地域の特性を活かした農林産物
 - ・豊かな魚介類、水産加工品
 - ・多様な中小企業、地場産業 等
- 文化資源
- ・多くの史跡、民俗文化財、歴史の舞台
 - ・多彩な文化活動
 - ・優れた伝統工芸、伝統芸能 等

- 多様な地域特性
- 温暖な気候と少ない自然災害
 - 中小都市分散構造等、都市・農山漁村の近接性
 - 日本海沿岸、内陸山間、瀬戸内の3つの個性を持つ地域
 - 長い海岸線と多くの離島
 - 社会資本の整備（県内外との交流に便利な幹線道路交通網 等）



山口県総合企画部 中山間地域づくり推進課

〒753-8501 山口市滝町 1-1

TEL 083-933-2549 FAX 083-933-2559

山口県 中山間地域づくり ビジョン

安心・安全で心豊かに暮らせる中山間地域の実現
～中山間地の「くらし」満足度の向上を目指して～

計画期間 平成25年度～28年度

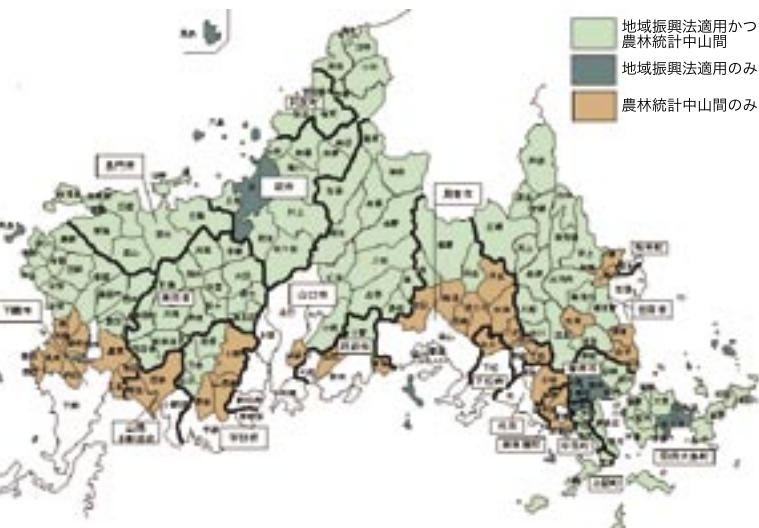


平成25年7月
山 口 県

ビジョン改定の背景と趣旨

- ビジョン改定の趣旨
- 中山間地域を取り巻く社会情勢の変化や、これまでの取組等を通じて明らかになった課題を踏まえ、施策の見直しや重点化を図り、今後の中山間地域対策を総合的・戦略的に進めるための指針となるよう改定しました。
- 中山間地域を取り巻く情勢変化
- 人口減少・高齢化の一層の進行、独居高齢者の増加
 - 全国的な大規模災害の発生
 - 市町村合併の進展
 - 都市部との交流の拡大、U・J・Iターンの増加
 - 国の施策の充実（6次産業化の推進、過疎対策の充実等）
- ビジョンの性格
- 「山口県中山間地域振興条例」第8条に定める基本計画
- ビジョンの計画期間
- 平成25年度から平成28年度まで（4年間）
- ビジョンの対象地域（本県面積の約70％）
- 山口県中山間地域振興条例に定める中山間地域

- 1 地域振興5法の適用地域
- ① 「過疎地域自立促進特別措置法」に基づき公示された過疎地域及び過疎地域とみなされる区域
 - ② 「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」に基づき公示された特定農山村地域
 - ③ 「山村振興法」に基づき公示された振興山村地域
 - ④ 「半島振興法」に基づき公示された半島振興対策実施地域
 - ⑤ 「離島振興法」に基づき公示された離島振興対策実施地域
- 2 農林水産省の農業地域類型区分による山間農業地域、中間農業地域（昭和25年2月1日時点の旧市町村区分）



【中山間地域を有する市町】

全域	8市町	萩市、長門市、柳井市、美祢市、周防大島町、上関町、平生町、阿武町
一部	10市町	下関市、宇部市、山口市、防府市、下松市、岩国市、光市、周南市、山陽小野田市、田布施町

中山間地域の現状と課題

- これまでの中山間地域対策
- (1)12の重点プロジェクトについて部局横断的に取組
 - (2)小規模・高齢化集落の増加への対応
 - ①「地域の夢プラン」づくりの推進
 - ②地域リーダーの育成
 - ③外部人材を活用した地域づくりの推進
 - (3)数値目標の達成状況（5つの施策の柱に対して22の数値目標を設定）

〔達成〕	12項目
〔70%以上〕	8項目
〔70%未満〕	2項目

■ 中山間地域づくりを

- ◇集落を維持するための
仕組みづくりの推進
 - ◇安心・安全
られる地域
- 広域的な範囲で集落を支え合う仕組みづくり、新たな担い手の確保・育成、住民主体の地域づくり活動を支援する体制づくり
- 民間事業者等
見守り・支え
づくり、防災
体制の整備、
交通システム

基本目標と施策の柱

- ビジョン改定の視点
- ◇中山間地域を取り巻く
情勢変化への対応
 - ◇施策の取組
等を踏まえ、
化と新たな

- 中山間地域づくりの基本的な考え方
- 中山間地域の住民が、安心、安全で心と実感できる中山間地域づくりを推進

■ 基本目標

安心・安全で心豊かに暮
～中山間地域の「くらし」

- 施策の柱
- 中山間地域の「くらし」満足度の向上を設定

持続可能な地

安心・安全で暮らし
やすい生活環境の整備

施策の体系的な推進

中山間地域の抱える幅広い課題に対応し、住民の「くらし」全般にわたる満足度の向上を図るため、施策の柱に沿って、諸施策を体系的に整理し、総合的に取り組んでいきます。

1 持続可能な地域社会の形成

集落機能の低下等を広域的な範囲で支える仕組みづくりや、地域づくりの担い手の確保、魅力ある地域づくりを進めます。

(1) 住民主体の地域づくりの促進

- ① 新たな地域コミュニティ組織づくり
- ② 地域の将来像を描いた「地域の夢プラン」づくり
- ③ 地域の実態に即した地域づくりの促進
- ④ 市町による地域づくりへの主体的な取組

(2) 地域づくり活動団体や人材の育成

- ① 地域づくりリーダーの確保
- ② 女性・高齢者・若者等の参画促進
- ③ 外部人材の活用
- ④ 地域づくり活動団体、NPO法人の育成
- ⑤ 情報の受発信や人材のネットワーク化

(3) U・J・Iターンによる定住の促進

- ① U・J・Iターン者のための受入体制の整備
- ② 定住情報の一元化と発信
- ③ 新たな定住促進のための魅力づくり



(4) 県民の理解と交流の促進

- ① 県民の理解の促進
- ② 多様な交流の促進
- ③ 交流情報の一元化と発信



(5) 豊かな地域資源の保全と継承

- ① 地域を誇る教育の実践
- ② 「地域のよさ」の再発見活動の促進
- ③ 地域文化の保存・伝承、文化財等の保全
- ④ 美しい景観の形成と保全
- ⑤ 農地・森林等の適切な管理
- ⑥ 循環型社会の形成や自然と共生する地域づくりの推進

2 安心・安全で暮らしやすい生活環境の整備

中山間地域で、誰もが「安心・安全」に住み続けられることができるための対策や生活環境基盤の整備を進めます。

(1) くらしの安心の確保

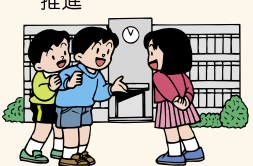
- ① 防犯体制の強化
- ② 生活交通の確保
- ③ 買い物利便性の確保
- ④ 道路の整備
- ⑤ 離島航路の確保
- ⑥ 情報通信基盤の整備
- ⑦ 上水道、汚水処理施設等の整備
- ⑧ 医療サービスの確保
- ⑨ 保健・福祉サービスの確保

(2) くらしの安全の確保

- ① 消防・救急体制の充実
- ② 警戒避難体制・防災体制の整備
- ③ 農地防災対策の推進
- ④ 治山・砂防対策の推進
- ⑤ 河川の整備
- ⑥ 海岸保全、港湾・漁港の整備

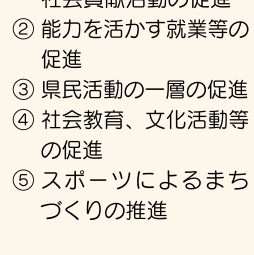
(3) 子育て・教育環境の整備

- ① 若い世代の定住条件の整備
- ② 子育て支援体制の整備
- ③ 学校における教育の推進



(4) いきいきと暮らせる環境づくり

- ① 実践的な社会参加、社会貢献活動の促進
- ② 能力を活かす就業等の促進
- ③ 県民活動の一層の促進
- ④ 社会教育、文化活動等の促進
- ⑤ スポーツによるまちづくりの推進



3 くらしを支える多様な産業の振興

農林水産業の振興を基本に、多様な地域資源を活かした創業や新事業展開を促進し、雇用の場の確保を図ります。

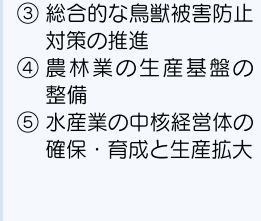
(1) 観光・交流産業の振興

- ① 観光交流の促進
- ② 「やまぐちスロー・ツーリズム」の推進



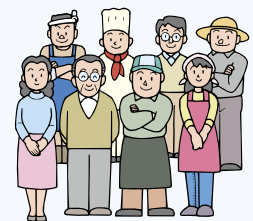
(2) 農林水産業の振興

- ① 中山間地域の特性を活かした農業の振興
- ② 持続可能な林業の振興
- ③ 総合的な鳥獣被害防止対策の推進
- ④ 農林業の生産基盤の整備
- ⑤ 水産業の中核経営体の確保・育成と生産拡大



(3) 商工業の振興

- ① 商業の振興
- ② 地場産業の振興、企業の誘致



(4) 地域産業連携による新産業の創出

- ① 新事業展開の支援
- ② 農林水産業と食品産業の連携強化
- ③ 地域産業連携による経営体質の強化



重点的な施策の推進

～重点プロジェクトの実施～

特に緊急かつ重要な課題に対し、取り組むべき対策を「重点プロジェクト」として、集中的に取り組んでいきます。

住民主体の地域づくり促進プロジェクト

小学校区や大字等の広域的な範囲で支え合う、新たな地域コミュニティ組織づくりを促進します。また、現地調整機能を強化するとともに、地域づくりリーダーの育成や、地域の拠点づくりを支援します。

新たな地域コミュニティ組織づくりの促進

地域づくりを担うリーダーの確保・育成

地域の拠点づくりの促進

現地調整機能の強化



やまぐちU・J・Iターン促進プロジェクト

都市住民の「ふるさと回帰」志向等に対応し、地域の新たな担い手へとつなげていくため、市町等と連携し、中山間地域への移住・定住に向けた受入体制の整備を推進します。

相談対応のワンストップ化

市町等と連携した定住情報の一元的な発信

就業支援等と連携した産業人材の受入体制の整備

現役世代の就職の支援

地元コミュニティの受入体制の充実



中山間地域のくらしサポート促進プロジェクト

生活交通や買い物などの生活サービスの確保に向けた市町や地域の取組を支援するとともに、携帯電話不感地域の解消や、高齢者を地域で支える体制の充実、子育て環境の整備充実に取り組みます。

生活サービスの確保

高齢者福祉体制の充実

子育て環境の整備



災害に強い地域づくり推進プロジェクト

農山漁村における防災関連施設の整備の推進や救助・救急対策の充実に努めるとともに、災害ボランティアの育成、自主防災組織活動の促進を図ります。

安心・安全な農山漁村づくりの推進

救助・救急対策の充実

災害ボランティアの育成

自主防災組織活動の促進



役割分担と推進体制

地域に住む皆さんが主体的に地域づくりに参加するとともに、自治組織、社会福祉協議会などの関係団体、市町、県、県民等が連携・協働し一体となって進めることが重要です。

県、市町、住民等の連携、協働

県の役割

- ビジョンに基づき、施策を総合的・計画的に推進することを通じて地域や市町の取組を支援し、地域づくりのモデルとなるような取組を創り出す
- 地域づくりアドバイザー等の派遣など、専門的な分野の支援を行い、コーディネーターの役割も担う
- 中山間地域に関する調査研究等を進め、広域的・専門的な課題等に対して積極的な役割を担う

連携・協働

地域住民の役割

- 住民自らが将来展望を明確にし、その実現に向けて主体的に取り組むことが必要
- 地域が進むべき方向を描いた地域の将来像を「地域の夢プラン」としてまとめることが必要
- 「地域の夢プラン」実現のための具体的な取組方策を検討し、体制づくりを行い、行政との連携・協働による地域づくりへと発展させることが必要

市町の役割

- 地域と協働して主体的に地域づくりを進める
- 「中山間地域づくり指針」等に基づきその実現に努めるとともに、窓口設置等支援体制の整備を行う
- 地域の実態やニーズの把握に努めるとともに、地域づくり活動等に参画し、積極的な支援を行う
- 関係団体や民間事業者、周辺市町、県等との連携・協働を図りながら地域活性化策を主体的に実施

都市住民・企業等の役割

- 都市住民の生活や企業等の活動は、中山間地域の多面的機能によって支えられており、自分たちの「くらし」や「事業活動」の関わりの中で、中山間地域に対する理解を深めることが必要
- 中山間地域の資源保全や地域活動等の取組に積極的に参加する意識と実践が必要

県における推進体制

